

## お知らせ 職業訓練の受講生募集

ハローワークから、安定した就職を目指す方へハロートレーニングをお知らせします。

- 訓練科 ①パソコンスキル実践科 ②簿記&OA事務科
- 訓練概要 (取得可能な資格)
  - ①多様なビジネス文書の作成等を習得し、実践的なパソコンスキルを磨きます。(ワード、エクセル、パワーポイント等)
  - ②OA事務用ソフトを活用し、一般事務等の作業を習得します。(簿記検定3級、秘書検定3級、ワード、エクセル2級、パワーポイント上級)
- 訓練期間 ①4月21日(木)~7月20日(水) ②5月16日(月)~8月12日(金)
- 訓練場所 ①(株)スバック(米子市灘町・無料駐車場あり)  
②(有)米子情報処理センター(境港市松ヶ枝町・無料駐車場あり)
- 募集人員 ①・②ともに14人
- 応募期限 ①4月12日(火)正午まで ②4月28日(木)正午まで
- 応募資格 就職を希望される方
- 受講料 無料(ただし、テキスト代等の実費は自己負担)
- 参考
  - ・新型コロナウイルス感染症防止対策をしています。
  - ・雇用保険受給者以外の方は、一定の条件を満たせば職業訓練受講給付金を受給しながら受講できます。

詳しくは鳥取労働局のホームページ(鳥取県内職業訓練一覧)、またはハローワークインターネットサービス(ハロートレーニングコース情報検索)をご覧ください。

☎ ハローワーク根雨(根雨出張所) TEL: 72-0065



## お知らせ 知っていますか? 国民年金保険料の免除制度

国民年金の保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により保険料を納めることができない場合は、保険料を全額免除または一部免除する制度があります。免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

### ● 免除を受けるための条件

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得(※)が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※令和3年7月~令和4年6月の保険料は、令和2年中の所得で審査を行います。

### ● 申請方法

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります)を役場住民課または米子年金事務所にご提出ください(郵送も可能です)。

☎・☎ 役場住民課 TEL: 82-1112 米子年金事務所 TEL: 0859-34-6111

### ● 免除が承認された場合の免除額と保険料

|     | 全額免除    | 4分の3免除  | 半額免除   | 4分の1免除  |
|-----|---------|---------|--------|---------|
| 免除額 | 16,610円 | 12,460円 | 8,300円 | 4,150円  |
| 保険料 | 0円      | 4,150円  | 8,310円 | 12,460円 |

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

## お知らせ 協会けんぽ鳥取支部加入者のみなさまへ

### 令和4年度保険料率のお知らせ

令和4年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの健康保険料率(鳥取支部)と介護保険料率(全国一律)が変更となります。みなさまのご理解をお願いいたします。

| 令和4年2月分(3月納付分)まで | 健康保険料率       | 令和4年3月分(4月納付分)から | 令和4年2月分(3月納付分)まで | 介護保険料率       | 令和4年3月分(4月納付分)から |
|------------------|--------------|------------------|------------------|--------------|------------------|
|                  | <b>9.97%</b> | <b>9.94%</b>     |                  | <b>1.80%</b> | <b>1.64%</b>     |

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

☎ 協会けんぽ鳥取支部企画総務グループ TEL: 0857-25-0051

